

○学生表彰規程

平成元年 4 月 1 日

制定

改正 平成16年 4 月 1 日

平成21年10月30日

令和 4 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 この規程は、駒澤大学学則第56条、駒澤大学大学院学則第57条及び駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則第52条の規定に基づき、学生の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(資金)

第 2 条 表彰に要する資金は、駒澤大学基金基本規程第 3 条第 4 号に定める学生表彰基金から生ずる果実をもってこれに充てる。

(表彰)

第 3 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、学長がこれを行う。

- (1) 人物及び学業又は研究業績とも優秀な者
- (2) 特に善行があつて他の模範となる者又は学生団体
- (3) 研究・文化・体育活動等の分野で目覚ましい活躍をし、大学の名誉高揚に著しく貢献した者又は学生団体

2 表彰は、賞状及び賞品又は賞金の授与をもってこれを行う。

(推薦)

第 4 条 表彰候補者の推薦は、学生支援センター委員会を経て、教授会又は研究科委員会がこれを行う。

(実施)

第 5 条 この規程運用に必要な事項は、学生支援センター委員会の議を経て別に定める。

(事務)

第 6 条 表彰に関する事項は、学生支援センターが所管する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。